

2. サポートセンターの登録団体

サポートセンターでは、登録団体の活動を主な活動分野に分けて紹介しています(須賀川市民活動サポートセンター独自の分類です。)

サポートセンターの登録には、特定非営利活動促進法(NPO 法)第2条別表に規定されるいずれかの活動を行っていることが要件となります。

以下は、NPO 法に基づく分類と、独自の分類を対照したものです。

NPO 法に基づく分類		サポセン独自の分類
1	保健医療又は福祉の増進を図る活動	福祉
2	社会教育の推進を図る活動	福祉
3	まちづくりの推進を図る活動	まちづくり
4	観光の振興を図る活動	まちづくり
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	まちづくり
6	芸術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	文化・スポーツ
7	環境の保全を図る活動	まちづくり
8	災害救援活動	ボランティア
9	地域安全活動	ボランティア
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	ボランティア
11	国際協力の活動	国際交流
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	まちづくり
13	子どもの健全育成を図る活動	子ども
14	情報化社会の発展を図る活動	まちづくり
15	科学技術の振興を図る活動	まちづくり
16	経済活動の活性化を図る活動	まちづくり
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	まちづくり
18	消費者の保護を図る活動	まちづくり
19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	まちづくり
20	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都の条例で定める活動	—